

飛島村ふれあいの郷再編整備事業

基本契約書 (案) (SPC 設立方式)

令和8年（2026年）10月30日

飛 島 村

飛島村ふれあいの郷再編整備事業 基本契約書

飛島村ふれあいの郷再編整備事業に関して、飛島村（以下「発注者」という。）と、【グループ名】グループの構成企業である【構成企業名】（代表企業）、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下、個別に又は総称して「構成員」という。）並びに構成員が出資して設立した【SPCの商号】（以下「SPC」という。）（以下、構成員及びSPCを総称して「事業者」という。）とは、当該事業に係る基本的な事項について合意し、「飛島村ふれあいの郷再編整備事業 基本契約書」（以下「本基本契約」という。）を締結する。

本基本契約の対象となる事業の表示

- 1 事業名 飛島村ふれあいの郷再編整備事業（以下「本事業」という。）
- 2 事業場所 愛知県海部郡飛島村竹之郷五丁目 43 番地

本事業について、本基本契約の発注者及び事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、飛島村契約規則その他関係法令及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本基本契約は仮契約であって、本事業に係る建設工事請負契約の締結について飛島村議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。

本事業に係る建設工事請負契約の締結について飛島村議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、既に発注者及び事業者が本基本契約に関して支出した費用は各自の負担とする。

指定管理者の指定について飛島村議会の議決を得られなかった場合の取扱いは、第9条第8項及び第9項の定めるところによる。

[以下余白]

本基本契約の証として本書の原本●通を作成し、発注者及び事業者が各自記名押印の上、各自 1 通保有するものとする。

令和●年●月●日

発注者 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地
愛知県海部郡飛島村
代表者 飛島村長 加 藤 光 彦

事業者
(SPC)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

(構成企業 (代表企業))

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

(構成企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

(構成企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

(構成企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

発注者は、飛島村ふれあいの郷再編整備事業（以下「本事業」という。）について、温泉や足湯等の既存資源と名古屋市に隣接する立地特性を活かし、飛島村ふれあいの郷を交流拠点として再編整備することで、観光入込客数の増加、村内店舗への誘客、雇用創出及び村の魅力発信等を通じ、村の活気と魅力づくりを推進することを目的として、令和8年10月30日に募集要項等の公表を行った。

発注者は、募集要項等に従い、提案書その他の関連書類を審査したふれあいの郷再編整備事業者選定委員会及び飛島村指定管理者選定委員会による審査・評価の結果を踏まえ、
【グループ名】グループを優先交渉権者として決定した。当該グループの構成員は、発注者との間で、本事業に関し、令和9年●月●日付で「飛島村ふれあいの郷再編整備事業基本協定書」（以下「基本協定」という。）を締結し、基本協定に基づき、令和9年●月●日にSPCを設立した。また、SPCは基本協定の内容を承認する旨の書面を、構成員は基本協定に定める構成企業誓約書及び株主誓約書を、それぞれ発注者に提出した。

発注者及び事業者は、上記の経緯のもと、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、本基本契約を締結するものである。また、発注者及び事業者は、本基本契約が、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、開業準備業務委託契約及び指定管理者基本協定（以下、これらを総称して又は個別に「個別契約」といい、本基本契約及び個別契約を総称して又は個別に「事業契約」という。）の締結及び履行の前提となる基本的事項を定めるものであることを確認する。

（目的）

第1条 本基本契約は、発注者及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要等）

第3条 本事業の概要は、別紙1第1項記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙1第2項記載の日程（以下「事業日程」という。）のとおりとする。

（優先順位）

第4条 本基本契約、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、開業準備業務委託契約、指定管理者基本協定、募集要項等（募集要項、要求水準書及び質問回答書を総称していう。以下同じ。）及び募集要項に従い令和●年●月●日付で構成員が発注者に提出した提案書（その後の変更を含み、以下「提案書」という。）の間に齟齬がある場合、本基本契約、各個別契約、質問回答書、要求水準書、募集要項、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者が事業者と協議の上、提案書の記載内容が募集要項等を上回ると確認した場合には、当該部分については提案書の記載が募集要項等に優先するものとする。

2 構成員が募集要項に基づき提出した提案書に記載された内容は、事業者履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 事業者は、発注者、ふれあいの郷再編整備事業者選定委員会及び飛島村指定管理者選定委員会が事業者の提案書に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

（事業者の役割分担）

第5条 本事業の遂行について、事業者を構成する者は、それぞれ、次の各号に掲げる役

割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 本施設の設計に関する一切の業務（以下「設計業務」という。）は、提案書において設計業務を担当するとされた構成企業（以下「設計企業」という。）がこれを受託し、本施設の建設に関する一切の業務（以下「建設業務」という。）は、提案書において建設業務を担当するとされた構成企業（建設共同企業体を組成する場合は、当該建設共同企業体。以下「建設企業」という。）がこれを請け負い、及び本施設の工事監理に関する一切の業務（以下「工事監理業務」という。）は、提案書において工事監理業務を担当するとされた構成企業（以下「工事監理企業」という。）がこれを受託する。
- (2) 本施設の開業準備に関する一切の業務（以下「開業準備業務」という。）は、SPC がこれを受託し、提案書において開業準備業務を担当するとされた構成企業（以下「開業準備担当企業」という。）が SPC から委託を受けてこれを実施する。
- (3) 本施設の維持管理及び運営に関する一切の業務（以下「維持管理運営業務」という。）は、SPC が指定管理者としてこれを実施し、提案書において維持管理業務又は運営業務を担当するとされた構成企業（以下「維持管理運営担当企業」といい、開業準備担当企業と併せて「担当企業」という。）が SPC から委託を受けてその一部を実施する。

（SPC の義務）

- 第 6 条 SPC は、株式保有期間（基本協定第 4 条第 2 項に定める株式保有期間をいう。以下同じ。）中、基本協定第 3 条第 1 項各号に定める要件を維持しなければならない。
- 2 SPC は、株式保有期間中、発注者の事前の書面による承諾を得ずに、定款の目的の変更、解散、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、組織変更又は新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行その他構成員以外の者の資本参加を認める行為をしてはならない。
 - 3 SPC は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査を受けた場合は、監査報告を含む。）を発注者に提出しなければならない。
 - 4 SPC は、その商号、本店所在地、役員、定款又は株主名簿に変更があったときは、速やかに、その旨を証する書類を添えて発注者に通知しなければならない。
 - 5 構成員は、基本協定に基づき発注者に提出した株主誓約書の内容を遵守するとともに、SPC をして前各項に定める義務を履行させるものとする。

（構成員の連帯保証）

- 第 7 条 構成員は、SPC が事業契約に基づき発注者に対して負担する一切の債務（損害賠償債務及び違約金支払債務を含む。）について、SPC 及び他の構成員と連帯して保証する。
- 2 前項の保証は、SPC が解散した場合又は事業契約の全部若しくは一部が終了した場合においても、その時まで発生した SPC の債務について効力を失わないものとする。

（特定建設工事共同企業体の組成）

- 第 8 条 建設企業は、建設業務を請け負うに当たり、建設企業を構成する複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）を組成することができる。
- 2 建設企業は、建設共同企業体を組成する場合、その組成及び運営に関し、建設共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。
 - 3 建設企業は、前項に規定する建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

（事業契約）

- 第 9 条 発注者及び建設企業は、建設業務に関し、別途合意した期日までに建設工事請負

契約の仮契約を締結する。その後、飛島村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例その他関係規程に基づき、建設工事請負契約の本契約に係る議決を得た場合、これを本契約とする。

- 2 発注者及び設計企業は、設計業務に関し、別途合意した期日までに設計業務委託契約を締結する。
- 3 発注者及び工事監理企業は、工事監理業務に関し、別途合意した期日までに工事監理業務委託契約を締結する。
- 4 発注者及び SPC は、開業準備業務に関し、事業者の提案する時期を踏まえ、別途合意した期日までに開業準備業務委託契約を締結する。
 - 5 発注者及び SPC は、維持管理運営業務に関し、指定管理者の指定について飛島村議会の議決を得た上で、供用開始までに指定管理者基本協定を締結する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、本基本契約の本契約成立以降に、発注者は、本事業に関し、事業者を構成する各当事者の全部若しくは一部が募集要項において定められた参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者により通知することにより、未締結の事業契約に関し、契約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結済みの事業契約を解除することができる。このうち、事業者を構成する各当事者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合において、事業者は、発注者の請求があった場合には、【本事業の提案価格（税抜）を記載】並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負うものとする。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。
 - (1) 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下本項において同じ。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業団体（以下本項において「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の優先交渉事業者選定手続に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の優先交渉事業者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第

45 号。その後の改正を含む。) 第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) 他の事業契約が事業者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき。

7 第 1 項から第 5 項までの規定にかかわらず、本基本契約の本契約成立以降に、事業者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合、発注者は、事業者に書面により通知することにより、未締結の事業契約に関し、契約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結済みの事業契約を解除することができる。この場合において、事業者は、発注者の請求に基づき、【 本事業の提案価格(税抜)を記載 】並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(1) 飛島村が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱その他飛島村の暴力団排除に関する規定に定める措置要件に該当すると認められるとき。

(2) 愛知県暴力団排除条例(令和 4 年 3 月 25 日条例第 30 号。以下「県条例」という。)第 14 条第 1 項に違反したと認められるとき。

(3) 県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められるとき。

(4) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 4 号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

(6) 第 1 号から第 4 号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 5 号に該当する場合を除く。)に、発注者が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

8 指定管理者の指定について飛島村議会の議決を得られなかった場合においても、本基本契約並びに締結済みの設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約は、その効力を失わないものとする。この場合において、発注者は、開業準備業務委託契約及び指定管理者基本協定を締結せず、又は締結済みの開業準備業務委託契約を解除することができるものとし、本基本契約のうち維持管理運営業務及び SPC に関する規定(第 7 条を除く。)は適用しないものとし、構成員は、発注者の書面による承諾を得て、SPC を解散し、清算することができる。

9 前項の場合において、発注者及び事業者が開業準備業務委託契約及び指定管理者基本協定に関して既に支出した費用(SPC の設立、維持及び清算に要した費用を含む。)は各自の負担とし、相互に損害賠償の請求をしないものとする。ただし、当該議決を得られなかったことが発注者又は事業者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでなく、この場合、責めに帰すべき事由のある当事者は、相手方に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(設計業務・建設業務・工事監理業務及び開業準備業務)

第 10 条 設計業務、建設業務、工事監理業務及び開業準備業務の概要は、別紙 1 第 3 項記載のとおりとする。

2 前項の規定によるほか、設計業務、建設業務、工事監理業務及び開業準備業務の詳細は、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約及び開業準備業務委託契約の定めるところに従うものとする。

(維持管理運営業務)

第 11 条 維持管理運営業務の概要は、別紙 1 第 4 項記載のとおりとする。

2 前項の規定によるほか、維持管理運営業務の詳細は、指定管理者基本協定の定めると

ころに従うものとする。

(一括再委託等の禁止)

第 12 条 事業者は、業務の全部、又は発注者が募集要項等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 事業者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 事業者は、前項の規定により承諾を得たときは、業務に関して発注者に対して負う義務を当該第三者に遵守させる責務を負うとともに、当該第三者の行為について責任を負うものとする。

4 前三項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、発注者に対する書面による承諾は、事後とすることができる。

5 第 2 項の規定にかかわらず、SPC が担当企業に対し、提案書において当該担当企業が担当するものとされた業務を委託し、又は請け負わせることについては、発注者の承諾があったものとみなす。ただし、SPC は、開業準備業務及び維持管理運営業務の全部を一括して第三者（担当企業を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

6 SPC は、担当企業との間で業務の委託又は請負に係る契約（以下「業務委託契約等」という。）を締結したときは、速やかにその写しを発注者に提出しなければならない。業務委託契約等を変更し、又は解除しようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。

7 SPC は、業務委託契約等において、担当企業が、当該業務に関し、SPC が事業契約に基づき発注者に対して負う義務と同等以上の義務を SPC に対して負う旨を定めなければならない。

(募集要項等の未達に関する責任)

第 13 条 発注者が事業者から本施設の引渡しを受けた日から 2 年を経過するまでの期間中に本施設について募集要項等の未達が発生した場合（本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を含む。）には、設計企業、建設企業及び工事監理企業は、当該未達状態に関して SPC が指定管理者基本協定上負担する維持管理運営業務に関する義務その他の債務について、連帯してこれを負担する。

2 設計企業、建設企業及び工事監理企業並びに SPC は、本施設について前項の未達状態が発生した原因が、本施設の契約不適合によるのか又は SPC の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。

3 本施設について第 1 項の未達状態が発生した原因が、建設工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は設計企業、建設企業及び工事監理企業並びに SPC 以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、建設工事請負契約、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約又は指定管理者基本協定の規定により設計企業、建設企業若しくは工事監理企業又は SPC の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、設計企業、建設企業若しくは工事監理企業又は SPC が明らかにした場合には、第 1 項の規定は適用しない。

(建設共同企業体の解散時に対する措置)

第 14 条 建設共同企業体が組成された場合、当該建設共同企業体が解散した場合も、当該建設共同企業体を構成する企業は、連帯して本基本契約及び建設工事請負契約において建設企業が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 15 条 発注者及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

2 発注者は、事業者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処

分をしたときは、直ちに事業契約を解除することができる。

(一般的損害の負担)

第 16 条 業務の遂行にあたり生じた損害（次条第 1 項に規定する損害を除く。）は、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（募集要項等に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責務に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 17 条 業務の遂行にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、事業者がその賠償額を負担する。ただし、その賠償額（募集要項等に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責務に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務を行うにつき通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、業務を行うに当たり事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。

3 前二項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び事業者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(埋蔵文化財等)

第 18 条 事業者は、本事業の実施に当たり、事業用地において埋蔵文化財若しくは埋蔵文化財である可能性のある物件を発見したとき、又は関係行政機関から文化財保護法その他関係法令に基づく調査、工事の停止その他の指示を受けたときは、直ちに当該部分に係る作業を中止し、その状況を保全するとともに、発注者に書面により通知しなければならない。

2 発注者及び事業者は、前項の通知があったときは、関係行政機関と協議の上、試掘調査、確認調査、本発掘調査、記録保存その他必要な措置の内容、実施主体、実施時期及び工程への影響について協議するものとする。

3 文化財保護法第 99 条第 1 項その他関係法令に基づき、地方公共団体が行政目的で実施する試掘調査又は確認調査に要する費用は、発注者の負担とする。ただし、当該費用が事業者の故意若しくは過失又は法令若しくは発注者の指示に反する行為により増加した場合は、当該増加費用を事業者の負担とする。

4 埋蔵文化財の記録の作成のために実施する本発掘調査に要する費用は、原則として、当該調査の原因となる工事又は開発を実施する事業者の負担とする。

5 前項の規定にかかわらず、募集要項等その他発注者が本事業の公募手続において事前に公表した資料から合理的に予見することができない埋蔵文化財が発見された場合における本発掘調査費用は、発注者の負担とする。ただし、事業者が通常求められる調査若しくは確認を怠ったこと、又は事業者の責めに帰すべき事由により当該費用が増加したときは、その増加費用は事業者の負担とする。

6 前各項に規定する調査又は措置により、設計業務、建設業務、工事監理業務又は開業準備業務の中止若しくは遅延が生じた場合の履行期間、工期、事業日程、契約金額その他の契約条件の変更については、次の各号に定めるところによる。

(1) 募集要項等その他発注者が事前に公表した資料から合理的に予見することができた埋蔵文化財に起因するものは、事業者の負担とする。

(2) 募集要項等その他発注者が事前に公表した資料から合理的に予見することができない埋蔵文化財に起因するものは、発注者及び事業者が、当該影響の内容及び程度を確認した上で協議し、必要な履行期間、工期又は事業日程の変更を行うものとする。

7 前項第 2 号の場合において、工事の一時中止に伴う現場維持費、仮設物維持費、労務者又は建設機械器具の保持に要する費用その他直接かつ合理的に必要となる増加費用は、発注者の負担とする。ただし、事業者が増加費用の発生を防止又は軽減するための合理

的な措置を講じなかったことにより増加した費用は、事業者の負担とする。

- 8 埋蔵文化財の発見又は発掘調査に伴う金利負担、資金調達費用その他の間接損害又は事業採算上の損失については、事業者の負担とする。ただし、発注者が当該埋蔵文化財に関する重要な情報を故意又は重大な過失により開示しなかったことに直接起因する損害については、この限りでない。
- 9 前各項に定める費用及び損害について、保険金、補助金その他の給付によりてん補される金額があるときは、当該金額を負担額から控除するものとする。

(有効期間)

第 19 条 本基本契約の有効期間は、本契約として成立した日を始期とし、事業期間（指定管理者の指定期間が延長された場合は、延長後の指定期間を含む。）の満了日又は SPC が事業契約に基づく債務の全てを履行した日のいずれか遅い日を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、第 7 条、第 9 条第 6 項、第 7 項及び第 9 項、第 13 条、第 16 条から第 18 条まで並びに第 20 条から第 23 条までの規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第 20 条 発注者及び事業者は、本基本契約又は本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、発注者及び事業者は、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者及び事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 発注者及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第 21 条 事業者は、本基本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含む。）その他関係法令並びに飛島村の条例、規則及び諸規程に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から事業者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
 - (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
 - (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
 - (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
 - (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と事業者の指定する者の間で行うものとする。
 - (6) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
 - (7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
 - (8) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生じる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
 - (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、個人情報漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。
- 2 SPC は、指定管理者として取り扱う個人情報については、前項に定めるほか、指定管理者基本協定の定めるところに従うものとし、担当企業をして前項各号に掲げる事項を遵守させなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 22 条 本基本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。

- 2 発注者及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(疑義の決定)

第 23 条 本基本契約に定めのない事項又は本基本契約について疑義が生じたときは、発注者及び事業者が協議の上、決定するものとする。

[以下余白]

別紙1 （第3条、第10条、第11条）

本事業の概要

- 1 本事業の概要
- 2 事業日程
- 3 設計業務、建設業務、工事監理業務及び開業準備業務の概要
- 4 維持管理運営業務の概要

（締結時に募集要項等及び提案書の内容を踏まえ記載いたします。）